

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト
計画段階環境配慮書に係る
答申案

令和7年6月 19 日

環影審 第 号

令和7年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県環境影響評価審査会

会 長 一ノ瀬 友博

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境
配慮書について（答申）

令和7年5月29日付け環第7号で諮問のありました標記のことについて、当審査会
において慎重に審査しましたところ、別紙の結論を得ましたので答申します。

I 対象事業の概要

1 事業の名称

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

2 事業者

ENEOS Power株式会社

3 事業の目的

ENEOS Power株式会社はENEOSグループの完全子会社として電気・都市ガス事業を担っており、ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内に天然ガス専焼火力発電設備(LNG火力)を新たに1基建設する。本事業を通じ、国内における電力の安定供給に貢献するとともに、川崎臨海地域の活性化への寄与を目指すことを目的としている。

4 事業の内容

LNG火力の発電設備は最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式であり、天然ガス専焼のガスタービン及び排熱回収ボイラで生じた蒸気を利用した蒸気タービンにより合計出力約75万キロワットの発電を行う。

5 事業実施想定区域

事業実施想定区域は、川崎市川崎区扇町12番1号に位置する、約17.2万平方メートルの範囲である。

6 事業実施想定区域及びその周囲の環境

事業実施想定区域は、川崎臨海地域の埋立地であり、工業専用地域に指定されている。本事業はENEOS株式会社川崎事業所の敷地内の遊休地を賃借し実施する計画であるが、ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内には、すでに他の事業者が賃借し、それぞれ別に発電施設を設置しているため、それらの土地以外の土地が事業実施想定区域である。

なお、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、事業実施想定区域から約1.4キロメートルの位置に保育園及び老人ホームが存在している。

II 審査経緯について

令和7年5月12日に、計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)が知事に送付され、その中で事業者は、複数案として煙突高さが異なる2案を選定した。また、計画段階配慮事項として煙突高さによる影響の違いを把握するために大気質及び景観を選定し、調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)を行った。

これを踏まえ、当審査会は、令和7年5月から同年6月までの間に2回、配慮書について環境の保全の見地から、計画段階配慮事項の選定や調査等の手法などについて審査を行った。

Ⅲ 審査結果について

1 総括事項

本計画は、LNG専焼火力を新設するものであるが、その背景として、事業者は、閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、将来の電力需要増加が見込まれる中で、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用等の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されていることを挙げている。

また、ENEOSグループの取組みとして2050年度のカーボンニュートラル社会実現に向けて「カーボンニュートラル基本計画」を策定し、具体的な目標やロードマップを定めているとしている。

しかしながら、事業者においては、将来的に脱炭素化を検討するというものであり、現段階において具体の取組みはなく、その道筋も明らかにされていない。また、ENEOSグループの「カーボンニュートラル基本計画」における温室効果ガス排出量の削減計画に、本計画は直接的に関わっていないとしている。

こうした状況にあることから、事業者は、早急に脱炭素化の検討を始め、二酸化炭素排出量の削減に向けた道筋を明らかにし、その取組みを推進させる必要がある。

その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図る必要がある。

2 個別事項

(1) 事業内容

ア 事業者は、脱炭素化に関して、ENEOSグループとしての取組みを、事業者自身の取組みとして図書に記載しているが、現段階において、事業者は具体の取組みを行っているものではないことから、今後、明確に区分けしたうえで、事業者の取組みを図書に記載する必要がある。

イ 事業者は、ENEOS株式会社から借地して事業を実施するとしているが、その借地の区域が明確ではないことから、事業実施想定区域を最大限に設定するものの、実際は使用しない可能性の高い土地があるとし、その土地では環境アセスメントの調査等も行わないとしているが、事業実施区域内は調査等を行う必要がある区域であるから、これを踏まえて、今後、本計画の事業実施区域を精査し、必要に応じて事業実施区域をあらためて設定する必要がある。

(2) 大気質

窒素酸化物の予測値については、配慮書の段階で、年平均値だけでなく1時間値による調査等を行う必要がある。

以上